

# 平成21年経済センサスー基礎調査

(宮崎県の事業所・企業)

(平成21年7月1日現在)

宮崎県県民政策部統計調査課

## はじめに

経済センサスは、我が国の経済活動を同一時点で網羅的に把握する統計調査として、事業所・企業統計調査などの大規模統計調査を見直し、新たに創設された統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査です。

経済センサスは、全ての事業所・企業を対象とする、我が国唯一の統計調査であり、事業所・企業の捕捉、企業構造の把握に重点を置いた「基礎調査」と売上高など経済活動の把握に重点を置いた「活動調査」で構成されています。

今回の「基礎調査」は、全ての産業分野における経済活動の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにするとともに、他の統計調査の基礎となる全産業分野を網羅した事業所・企業の母集団情報の整備を行うことを目的に実施されています。

今後は、平成24年2月に「活動調査」を実施し、それぞれ5年ごとに行われることとなっています。

この調査結果書は、平成21年7月1日現在で実施した「平成21年経済センサスー基礎調査」の宮崎県分について、独自に集計し取りまとめたものです。

各種行政施策の基礎資料としてだけでなく、幅広い方面で活用していただければ幸いです。

おわりに、この調査の実施にあたり、御協力いただきました各事業所・企業をはじめ、指導員、調査員、並びに市町村の関係各位の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成24年1月

宮崎県県民政策部長

# 目 次

I	平成21年経済センサスー基礎調査の概要	1
	調査の目的、調査日、調査の対象、調査の方法 等	
II	利用上の注意	4
	事業所、記号の定義及び数値の計算方法、留意事項 等	
III	調査結果の概要	
1	事業所等の状況	
(1)	事業所数、従業者数等	7
(2)	産業別	
①	産業別の状況	1 1
②	男女比の状況	1 5
(3)	経営組織別	
①	経営組織別事業所数、従業者数	1 9
②	産業分類別事業所数、従業者数	2 1
(4)	従業者規模別	2 4
(5)	従業上の地位別	
①	従業上の地位別、男女別従業者数	2 6
②	産業大分類別、従業上の地位別従業者数	2 7
③	常用雇用者に占める正社員・正職員以外	2 9
④	派遣従業者	3 0
(6)	異動状況	
①	存続・新設・廃業別事業所数、従業者数	3 2
②	産業別異動状況	3 3
2	企業等の状況	
(1)	企業等数、従業者数等	3 4
(2)	企業産業別	4 1
(3)	企業常用雇用者規模別	4 3
(4)	資本金階級別	4 5
(5)	決算月別	4 7
(6)	親会社・子会社の有無別	4 8

IV	統計表	
	宮崎県データ抽出統計表	5 1
	第1表 従業者規模別・産業大分類別事業所数	5 2
	第2表 経営組織別・産業大分類別事業所数	5 4
	第3表 市町村別・産業大分類別事業所数	5 6
	第4表 市町村別・経営組織別事業所数	6 1
	第5表 従業者規模別・産業大分類別従業者数	6 4
	第6表 経営組織別・産業大分類別従業者数	6 6
	第7表 市町村別・産業大分類別従業者数	6 8
	第8表 市町村別・経営組織別従業者数	7 3
	第9表 会社・産業大分類別・開設時期別事業所数及び従業者数	7 6
	第10表 会社企業・産業大分類別・資本金額別企業数及び常用雇用者数	8 7
	第11表 産業小分類別事業所数及び従業者数	9 8
V	用語の解説	1 1 7
VI	参考資料	
	平成21年経済センサスー基礎調査	
	・平成18年事業所・企業統計調査大分類対応表	1 2 3
	平成21年経済センサスー基礎調査	
	・平成18年事業所・企業統計調査小分類対応表	1 2 4
	平成21年経済センサスー基礎調査（甲調査）調査票A	1 4 1

# I 平成21年経済センサス－基礎調査の概要

## 1 調査の目的

平成21年経済センサス－基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域的に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得る。

## 2 調査の沿革

近年の経済構造の変化等に対応するため、政府全体として取りまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）2005」（平成17年6月閣議決定）において経済センサスの実施が提言された。

これを受け、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査として平成21年に第1回目を実施した。

## 3 調査日

平成21年7月1日

## 4 調査の対象

調査日現在、国内に所在する全ての事業所。

ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）の「大分類A－農業、林業」及び「大分類B－漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち「中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792 家事サービス業に限る。）」及び「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類96－外国公務」に属する事業所
- (3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。  
ア 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人宅
- (4) なお、次の事業所は、経済センサスでいう事業所に含めていない。  
ア 収入を得て働く従業者がいないもの  
イ 休業中で、かつ従業者がいないもの  
ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

## 5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

### (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。

したがって、同一の学校法人に属するいくつかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

(4) 国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所とした。

ただし、一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている「係」などの組織がある場合は、それらの組織をまとめて別の事業所とした。

## 6 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の2種類からなり、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市町村による調査に分けて行った。

(1) 甲調査

民営事業所を対象とする全数調査

ア 調査員による調査（訪問により調査票を配布・収集）

・総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員（指導員）－統計調査員－調査事業所

イ 市町村による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

・総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

ウ 都道府県による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

・総務大臣－都道府県知事－調査事業所

エ 総務省による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

・総務大臣－調査事業所

\* 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本所等においては、当該本所等の事業主が当該支所等の分も一括して報告

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査

ア 国の調査事業所

・総務大臣－各府省等の長－調査事業所

イ 都道府県の調査事業所

・総務大臣－都道府県知事－調査事業所

ウ 市町村の調査事業所

・総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

## 7 調査事項

### (1) 甲調査

#### 【事業所に関する事項】

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 開設時期
- オ 従業者数
- カ 事業の種類
- キ 業態

#### 【企業に関する事項】

- ア 経営組織
- イ 資本金等の額
- ウ 外国資本比率
- エ 決算月
- オ 持株会社か否か
- カ 親会社の有無
- キ 親会社の名称
- ク 親会社の所在地及び電話番号
- ケ 子会社の有無及び子会社の数
- コ 法人全体の常用雇用者数
- サ 法人全体の主な事業の種類
- シ 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- ス 本所の名称
- セ 本所の所在地及び電話番号

### (2) 乙調査

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業の種類
- カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

## II 利用上の注意

- 1 この統計表は、公表された確報集計に基づき作成したものであり、平成23年3月公表の基本集計（速報）結果とは異なる場合があります。
- 2 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについては、総務省統計局において、検査の上、平成18年事業所・企業統計調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計されています。
- 3 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」で表しています。
- 4 一部の分類事項については、総数に不詳を含むため総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- 5 小数点以下の数字については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表しています。そのため、合計と内訳が一致しない場合があります。
- 6 平成21年7月1日現在の市区町村で集計しています。
- 7 産業分類は、原則として平成19年11月改定「日本標準産業分類」の小分類項目を用いていますが、一部については更に分割しています。
- 8 「\*」が付された産業分類項目名は、短縮したものです。

### ※「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項

平成21年経済センサス - 基礎調査は、我が国の事業所及び企業を対象に新しく創設した調査です。

事業所・企業統計調査（平成18年まで実施）と調査の対象は同様ですが、調査手法が以下の点において異なることから、平成18年事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではありません。

- \* 商業・法人登記等の行政記録の活用
- \* 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入 等

以上のことから、統計表の時系列比較を行っておりません。その点を十分に御留意願います。